

# 〇九年度予算案

## 厚生省が緊急的な雇用対策に約二七九〇億円を計上

厚生労働省の〇九年度予算案が、昨年一月二四日にまとまった。一般会計総額は、過去最高の二五兆一五六八億円。年金、医療、介護など社会保障関係費の負担増を反映し、〇八年度当初予算を三兆三四六億円上回る一三・七%の伸びとなった(表1)。世界金融危機の影響で、一〇月の倒産件数は五年五月ぶりの高水準となり、有効求人倍率も九カ月連続で低下するなど、雇用情勢の悪化に歯止めがからない。こうしたなか、雇用の維持・拡大をはじめ再就職支援、住宅・生活保障など緊急的な雇用対策に約二七九〇億円を計上した。

### 住宅・生活対策／雇用維持対策

同省の来年度予算の主な柱立ては九本・五四項目。このうち労働分野の関連施策(再掲除く)は四本・一三項目にわたる(表2)。「生活防衛のための緊急対策」(経済対策閣僚会議・一二月一九日策定)を受けた〇八年度第二次補正予算をほぼ引き継ぐ形で、「雇用状況の改善のための緊急対策の推進」(約二七九三億円)や「地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実」(約二一七億円)等に、とくに手厚く計上したのが特徴だ。

このうち緊急対策は、①住宅・生活

対策(二五五億円)②雇用維持対策(八八〇億円)③再就職支援対策等(一六四九億円)④内定取消し問題への対応(七・六億円)⑤雇用保険の給付見直し等——で構成。具体的にみると、住宅・生活対策については派遣・契約労働者等の解雇・雇止めに伴い社員寮からの退去を余儀なくされた離職者や、常用就職に向け活動するいわゆるネットカフェ難民等の不安定就労者に対し、住居および安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を実施する。また、家賃補助費(上限三六万円)、住宅入居初期費用(上限五〇万円)、生活・就職活動費(上限一〇〇万円)——も貸与。さらに、社員寮の入居者等が離職後も一定期間は住み続けられるよう、事業主に配慮を要請するほか、退去させず引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(一人当たり四〜六万円、最大六カ月)も行う。

雇用維持対策については、(1)中小企業等の雇用維持支援(2)派遣先による派遣労働者の雇入れの支援(3)解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等——を盛り込んだ。休業、教育訓練、出向により雇用を維持する中小企業に助成(手当・賃金の四／五(大企業二／三)・三年間三〇〇日支給)し、派遣・期間工など継続雇用期間が六カ月未満の雇用保険被保険者等も対象にする。

また、派遣可能期間満了前に、派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に對し、奨励金(一人一〇〇万円(有期雇用)の場合は五〇万円)(大企業は半額)を支給。解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払い事案等への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等、労働条件問題をめぐる相談も強化する。

### 再就職支援対策等

再就職支援対策では、(1)年長フリーター等の雇用機会の確保(2)ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等(3)訓練期間中の経済的支援等の実施(4)中小企業の子育て支援促進(5)六五歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援(6)中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援(7)介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実(8)ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化——等二本を盛り込み、幅広い対象を包含している。

このうち、年長フリーター等(二五〜三九歳)に対しては、今後三年間に集中して雇用機会を確保するため、対象の求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対し、奨励金(中小企業一人一〇〇万円、大企業五〇万円)

を支給する。また、非正規労働者のための就労支援体制では、三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え北海道と福岡に、「非正規労働者就労支援センター」を設置。安定就職に向けたさまざまな支援を、ワンストップで提供(センター未設置府県の主要なハローワークでも同様のサービスを実施)するほか、とりわけ雇用失業情勢の厳しい地域で、ハローワークの求人開拓を強化する。

訓練期間中の経済支援としては、ジョブ・カード制度の雇用型訓練の参加協力企業を助成(助成率三／四(大企業は二／三)等)するほか、訓練期間中の生活保障給付(二〇万円/月)扶養家族を有する場合は(一二万円)も実施する。有期実習型の訓練修了者を常用雇用する事業主に対しては、奨励金(一人一〇〇万円(大企業は五〇万円))を支給する。さらに失業者の増大に備え、離職者訓練の定員も大幅に拡充。雇用の受け皿として期待できる分野(介護等)での安定雇用に向け、長期間の訓練を拡充する。

中小企業の子育て支援では、育児休業・短時間勤務制度の利用を促すため、育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業に対し、助成金(育児休業の場合で一人目一〇〇万円、二人目以降八〇万円等)を支給する。さらに労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業に対しても、助成(三／四・限度額一人当たり四〇万円、一事業主当たり四八〇万円)。また、六五歳以上の高齢者を

表1 平成21年度厚生労働省予算案総括表

(単位:億円)

区 分	平成20年度 予算額 (当初予算額)		平成21年度 予算案	増△減額
	221,223	216,136		
一般会計	221,223	216,136	251,568	30,346
社会保険関係費	216,136	216,136	246,522	30,386
科学技術振興費	1,135	1,135	1,145	10
その他の経費	3,951	3,951	3,901	△50

注:計数は四捨五入による。そのため、端数において合計と合致しないものがある。  
(資料出所)厚生労働省「平成21年度予算案の主要事項」

表2 平成21年度厚生労働省予算案の主要事項  
(労働関連のみ抜粋・再掲省略)

(単位:百万円)

項 目	主要事項	概 要	平成20年度 予算額	平成21年度 予算案額
第2 厳しい経済状況の下における雇用・生活安定の確保	1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進	本文参照	73,618	279,251
	2 若者の自立の実現	(1)「フューター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進①若者に対する就職支援②若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進 (2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化①「地域若者サポートステーション」事業の拡充(77カ所→92カ所)②「若者自立塾」事業の実施等	31,314	55,296
	3 女性の就業希望の実現	(2)仕事と家庭の両立支援①育児・介護休業制度の拡充等②事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放③中小企業における次世代育成支援対策の推進 (3)女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進①ポジティブ・アクションの取組の推進③起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援	367,666	369,728
	4 いくつになっても働ける社会の実現	(1)希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進①高齢者雇用確保措置の確実な実施②年齢に関わりなく働ける勤務環境の整備 (2)団塊の世代が活躍できる環境の整備①団塊世代のフロンティアプロジェクト(仮称)の推進②再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備 (3)多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進①シルバー人材センター事業の充実②高齢者の職業経験を生かした登録制による就業支援の実施(新規)	54,615	63,567
	5 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進	(1)障害者に対する就労支援の推進①中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援②雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化③障害特性に応じた支援策の充実・強化④障害者に対する職業能力開発支援の充実⑤「工賃倍増5か年計画」の推進 (2)生活保護世帯・母子世帯に対する就業支援の推進①ハローワークと福祉事務所等との連携による就業支援の実施②地域における母子家庭の就業・自立支援(3)刑務所出所者等に対する就業支援の推進	26,117	29,145
	6 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の整備・充実	(2)職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施 (3)非正規労働者等に対する導入訓練の実施 (4)ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化 (5)ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備	17,419	20,584
	7 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実	(1)地域雇用対策の充実①地方公共団体と一体となった雇用対策の推進(新規) (2)中小企業に対する雇用安定のための支援③生産性の向上に資する人材の確保・定着等のための支援の実施 (3)ものづくり立国推進①地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援(新規)②技能五輪大会の推進等によるものづくり技能の振興③団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進 (4)介護労働者等の確保・定着②「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(新規)	85,793	211,748
第3 安心・納得して働くことのできる環境整備	1 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備	(1)正社員以外の方々の待遇の改善①労働者派遣事業の適正化②ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援③有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進④パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 (2)適正な雇用関係の構築①改正最低賃金法の円滑な施行等②労働契約法の円滑な施行	3,928	44,922
	2 仕事と生活の調和の実現	(1)健康で豊かな生活のための時間の確保①労働時間等の見直しに向けた取組の促進②生涯キャリア形成支援の積極的展開 (2)企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 (3)多様な働き方・生き方の選択①テレワークの普及促進	18,284	29,085
	3 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進	(2)重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進(3)職業性疾病等の予防対策の推進(4)産産保健活動及び健康づくり対策等の推進(5)石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底	8,274	9,909
	4 働く人を大切にす社会を実現するための基盤整備	(1)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 (2)労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底	1,855	2,156
第4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進	3 母子家庭等自立支援対策の推進	(1)母子家庭等の総合的な自立支援の推進 (2)自立を促進するための経済的支援	170,627	174,306
第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現	2 福祉・介護人材確保対策の推進	(1)福祉・介護サービス従事者の確保の推進(新規)	4,391	16,946

(資料出所)厚生労働省「平成21年度予算案の主要事項」

「ふるさと雇用再生特別交付金」では、地域ブランド商品の開発・販路開拓や旅行商品の開発等、創意工夫を凝らした事業を支援し、地域求職者等の安定的な雇用機会を創出(三年間で最大一〇万人見込み)する。また、「緊急雇用創出事業」では森林整備や介護補助、補助教員によるIT、文化等教育の充実、雑居ビルの防災・防火調査・啓発といった緊急つなぎ的な雇用事業(仮称)を実施。失業者に一時的な就業機会を提供(雇用創出効果の見込み一五万人)する。

(調査・解析部)

雇い入れる事業主をサポート(大企業五〇万円、中小企業九〇万円等)するほか、六五歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援も行う。このほか、初めて障害者を雇用了した中小企業に対し、奨励金(一〇〇万円)を支給。また、特例子会社・重度障害者多数雇用事業所の設立を促進するための助成(一〇人以上の雇用で二〇〇万円支給等)も行う。介護労働者の雇用管理の改善に関しては、同業務を担う人材の雇入れや介護業務未経験者の雇入れを助成(五〇万円/年長フリーター等の場合は一〇〇万円)。介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉

奨励金(一〇〇万円/大企業五〇万円)学生等を正規に雇用する事業主に対し、奨励金(一〇〇万円/大企業五〇万円)機器(移動リフト等)の導入に対しては、経費の一/二(上限二五〇万円)を助成する。

一方、内定取消し問題に対しては、(1)内定を取り消された学生等への就職支援の強化(2)新規学卒者に対する就職支援の強化——を打ち出している。内定を取り消された学生への就職支援に際し、企業名の公表も含めて指導を徹底するほか、採用内定を取り消された学生等を正規に雇用する事業主に対し、奨励金(一〇〇万円/大企業五〇万円)

内定取消し問題、雇用保険見直し

雇用調整助成金を支給する。また、雇用調整助成金を活用して、新規学卒者を採用後直ちに教育訓練、出向・休業させ雇用を維持する事業主を支援(賃金・手当の四/五(大企業二/三))。さらに、ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に、地域で就職面接会を実施する。早期の採用選考活動(青田買い)の抑制、新規学卒者の採用枠の拡大についても事業主団体に要請する。

雇用保険給付の見直しでは、①保険料の引下げ(一年間)②非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込み一年六カ月)③とりわけ再就職が困難な場合の給付日数を六〇日分延長④契約

更新されなかつた有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間一年六カ月)——等を通じ、非正規労働者のセーフティネット機能や再就職支援機能を重点的に強化する(雇用保険法改正)。

このほか新規施策として、〇八年度第二次補正予算案に盛り込んだ「ふるさと雇用再生特別交付金」(仮称)(二五〇億円)と「緊急雇用創出事業」(仮称)(二五〇億円)——を通じ、地域における雇用機会の創出にも着実に取り組む。都道府県に対する交付金で基金を創設。「ふるさと雇用再生特別交付金」では、地域ブランド商品の開発・販路開拓や旅行商品の開発等、創意工夫を凝らした事業を支援し、地域求職者等の安定的な雇用機会を創出(三年間で最大一〇万人見込み)する。また、「緊急雇用創出事業」では森林整備や介護補助、補助教員によるIT、文化等教育の充実、雑居ビルの防災・防火調査・啓発といった緊急つなぎ的な雇用事業(仮称)を実施。失業者に一時的な就業機会を提供(雇用創出効果の見込み一五万人)する。